

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-----------------------------------|
| 6 | 釧路市 生活保護(外国人含む)に関する事務 基礎項目 評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

釧路市は、生活保護(外国人含む)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道釧路市長

公表日

令和8年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|----------|---|
| ①事務の名称 | 生活保護(外国人含む)に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困窮の程度に応じ必要な支援を行っている。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①生活保護の実施に関する事務②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務⑦進学就職準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務⑧保護に要する費用の返還に関する事務⑨徴収金の徴収に関する事務 <p>医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(②～③は社会保険診療報酬支払基金への委託)</p> <ul style="list-style-type: none">①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 |
| ③システムの名称 | 1. 生活保護システム 2. 生活保護版レセプト管理システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 |

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護情報関連ファイル(外国人含む)

3. 個人番号の利用

| | |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項、第2項 別表の23の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)<ul style="list-style-type: none">・第15条3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 |
|--------|--|

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|--|
| ①実施の有無 | [実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項)</p> <p>(情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの」(42の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第四十五条で定めるもの」(43の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第六十三条で定めるもの」(161の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の取扱いに準じた就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第六十四条で定めるもの」(162の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(医療扶助のオンライン資格確認に関する根拠) 番号法第9条第1項及び第19条6号 番号法附則第6条第4項 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 生活保護法第80条の4 生活保護法附則(令和三年六月一日法律第六六号)第10条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 釧路市福祉部社会援護課 |
| ②所属長の役職名 | 福祉部次長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 釧路市総合政策部市民協働推進課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4503 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 釧路市福祉部社会援護課 釧路市黒金町7丁目5番地 0154-31-4542 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年2月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 3. 特定個人情報の使用 | | |
|--|--|---|
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、申請書記載の個人番号及び本人情報のシステム入力、特定個人情報や個人番号及び本人情報が記載された申請書の保管、廃棄などで人手の介在が考えられるが、複数人での確認等行っており、人為的ミスのリスク対策について十分と感じられる。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業員に対する教育・啓発 | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち、業務上必要のない特定個人情報に各業務担当者がアクセスできないようアクセス制御を行っている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|---|------|--------------------------------------|
| 平成25年9月28日 | 1 関連情報 14. 情報提供ネットワークシステム | (別表第二における情報提供の根拠) 第三項(情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち) | (別表第二における情報提供の根拠) 第三項(情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち) | 事後 | 情報提供ネットワーク接続申請に係る見直し |
| 平成25年9月28日 | 1 関連情報 15. 評議実施機関による担当部 | 生活福祉事務所長 井上 真二 | 生活福祉事務所長 福岡 誠二 | 事後 | 人事異動による修正 |
| 平成25年11月19日 | 1 関連情報 14. 情報提供ネットワークシステム | (別表第二における情報提供の根拠) 第三項(情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち) | (別表第二における情報提供の根拠) 第三項(情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち) | 事後 | 法令上の根拠の見直し |
| 平成25年11月19日 | 1 関連情報 15. 評議実施機関による担当部 | 生活福祉事務所長 福岡 誠二 | 所長 | 事後 | 特定個人情報保護評価書(基本項目評価書)見直し時期に規則の一部改正のため |
| 平成31年3月4日 | 1 関連情報 5 評議実施機関における担当部署 ②所長 | 生活福祉事務所長 福岡 誠二 | 所長 | 事後 | 重要な変更にとらならないため(計数の見直し) |
| 平成31年3月4日 | IV リスク対策 1～9 | - | 必要事項について記載 | 事前 | 規則の一部改正のため |
| 令和4年5月27日 | 1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② | 番号法第19条第7号別表第二 | 番号法第19条第8号別表第二 | 事後 | 規則の一部改正のため |
| 令和4年5月27日 | 1 関連情報 5. 評議実施機関における担当部署 ①所長 | 割務福祉部生活福祉事務所 所長 | 割務福祉部社会福祉課 福祉部長 | 事後 | 部署名変更による修正 |
| 令和4年5月27日 | 1 関連情報 5. 評議実施機関における担当部署 ①所長 | 割務福祉部生活福祉事務所 所長 | 割務福祉部社会福祉課 福祉部長 | 事後 | 部署名変更による修正 |
| 令和4年5月27日 | 1 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する関係 | 割務福祉部生活福祉事務所 割務市長町丁目5番地 Q154-31-4542 | 割務福祉部社会福祉課 割務市長町丁目5番地 Q154-31-4542 | 事後 | 部署名変更による修正 |
| 令和6年4月24日 | 1 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | - | ⑦進学準備給付金について追記 | 事後 | 規則の一部改正のため |
| 令和7年2月25日 | 1 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困難の程度に応じた必要な支援を行っている。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務 ③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 | 生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困難の程度に応じた必要な支援を行っている。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務 ③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 | 事後 | 規則の一部改正のため |
| 令和7年2月25日 | 1 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) 2. 番号法第9条第1項 別表第一の15の項 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(別表第一省令)(平成25年内閣府・総務省令第5号) 4. 別表第一省令第15条 3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) 2. 番号法第9条第1項 別表第二の23の項 3. 番号法第9条第1項 別表第二の23の項 4. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 事後 | 規則の一部改正のため |
| 令和7年2月25日 | 1 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる | 番号法第19条第8号別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三項(情報提供者が「都道府県知事等」の項のうち) 第四項(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.37.38.50.53.54.61.62.64.70.73.94.104.106.108.116.120.0項) (別表第二における情報提供の根拠) 第一項(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二項(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(26の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令の第2条の表(情報提供の根拠) 第三項(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四項(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13.14.18.20.28.37.40.42.48.49.53.59.63.69.74.75.76.78.86.87.89.96.108.125.132.144.151.155.158.161.167.168.169.170.171.172の項) (情報照会者の根拠) 第一項(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二項(事務)が「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」(42の項) 第三項(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二項(事務)が「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務であって第四十五条で定めるもの」(43の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 事後 | 規則の一部改正のため |
| 令和7年2月25日 | 1 関連情報 1. 対象人数及び2. 取扱者数の時点 | 令和6年4月1日 時点 | 令和6年12月1日 時点 | 事後 | 重要な変更にとらならないため(計数の見直し) |
| 令和7年2月25日 | IV リスク対策 8 | - | 新規追加項目について記載 | 事後 | 様式改正による変更 |
| 令和7年2月25日 | IV リスク対策 | 8. 監査 | 9. 監査 | 事後 | 様式改正による変更 |
| 令和7年2月25日 | IV リスク対策 | 9. 従業者に対する教育・啓発 | 10. 従業者に対する教育・啓発 | 事後 | 様式改正による変更 |
| 令和7年2月25日 | IV リスク対策 11 | - | 新規追加項目について記載 | 事後 | 様式改正による変更 |
| 令和8年2月25日 | 1 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困難の程度に応じた必要な支援を行っている。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務 ③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 | 生活保護法に基づき、最低生活の保障及び自立の助長を図るため困難の程度に応じた必要な支援を行っている。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①生活保護の実施に関する事務 ②生活保護の申請に係る事実についての審査に関する事務 ③生活保護の申請の受理及びその申請に対する応答に関する事務 ④生活保護の停止若しくは廃止に関する事務 ⑤職権による生活保護の開始若しくは変更に関する事務 ⑥就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 ⑧保護に要する費用の返還に関する事務 ⑨徴収金の徴収に関する事務 医療扶助のオンライン資格確認に関する事務(②～③) ⑩社会保険診療報酬支払基金への取扱い ⑪生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格照会 | 事前 | 規則の一部改正のため |
| 令和8年2月25日 | 1 関連情報 1 対象人数及び2. 取扱者数の時点 | 令和6年12月1日 時点 | 令和8年2月1日 時点 | 事前 | 重要な変更にとらならないため(計数の見直し) |
| 令和8年2月25日 | 1 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの概要 | 1. 生活保護システム 2. 生活保護レスレブ管理システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー | 1. 生活保護システム 2. 生活保護レスレブ管理システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 | 事前 | 規則の一部改正のため |